

熊本県中小企業短期資金実施要領

(融資対象者)

第1 融資対象者は、季節的及び短期的な資金を必要とする中小企業者とする。

(資金使途)

第2 資金使途は、運転資金とする。

(融資限度額)

第3 融資限度額は、平均月商の3倍又は2,000万円のいずれか低い額とする。

(融資期間)

第4 融資期間は、1年以内とする。

(貸付方法)

第5 貸付方法は、取扱金融機関の定める方法によるものとする。

(返済方法)

第6 返済方法は、取扱金融機関の定める方法によるものとする。

(融資利率)

第7 融資利率は固定とし、年1.80%以内とする。

(保証料率)

第8 取扱金融機関の判断で保証付きとする場合、熊本県信用保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する（年率）。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。

①担保の提供がある場合

②会計参与を設置していることを登記により確認できる場合

(担保)

第8 担保は、取扱金融機関の定めによるものとする。

(保証人)

第9 保証人は、取扱金融機関の定めによるものとする。

(申込先)

第10 本資金の申込先は、取扱金融機関とする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。